

## 6 障害児者のための施設

心身に障害をもつ方のために、それぞれの障害に応じた次のような施設があります。

### ◆障害児を対象とした施設

#### ◇障害児入所施設（福祉型）

内 容	18歳未満の障害児が入所し、独立自活に必要な知識や技能などについて指導、訓練を受ける施設です。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

#### ◇障害児入所施設（医療型）

内 容	18歳未満の障害児が入所し、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得したり、日常生活の指導を受ける施設です。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

### ◆障害者を対象とした施設

#### ◇障害者支援施設（施設入所支援）

内 容	入所している障害者の方に、主として夜間の生活上のサービスを行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練、就労移行支援等を行う施設です。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

### ◆障害者就労支援施設

#### ◇就労移行支援（通所）

内 容	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

#### ◇就労継続支援（通所）

内 容	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

### ◆グループホーム

内 容	地域で共同生活を営む方に、居住における相談や日常生活上の援助をします。また利用者の個々のニーズに対応した介護サービスなどが受けられます。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316